関連する主なSDGs

コーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスは、経営を迅速かつ公正に行うための社内機構であり、監査機関を設置し第三者視点のチェック機能により透明性の確保および経営の質の向上を目指すものです。中核となる全社的内部統制では、職務執行時における管理体制の透明性確保や、業務上のコンプライアンス、リスクマネジメント体制などを規定しています。当社では従業員全員が「経営判断の原則」、企業行動憲章および企業行動基準を正確に理解し、各々の立場で判断・行動することが大切であると考えています。具体的には、内部統制体制として、取締役会、監査役に加え、監査部監査や、弁護士など有識者を構成員に含めたコンプライアンス統合委員会を設置し、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保しています。また、リスクマネジメント体制として、各種審議会でリスクの分析・検証・評価を行うとともに、顕現したリスク事象に対しては、リスク管理委員会、各主管本部ならびに監査部門が連携して、対応策・再発防止策の策定と実施に取り組んでいます。2023年度は、さらに企業活動の監督機能を高めるべく、大和ハウスグループ外の社外取締役を1名増員しました。引き続き、基礎を強固なものとしつつ、不透明な事業環境に動じない内部統制体制およびリスク管理体制を構築してまいります。

常務執行役員
コンプライアンス本部長
中井 雅章

コーポレート・ガバナンス体制図

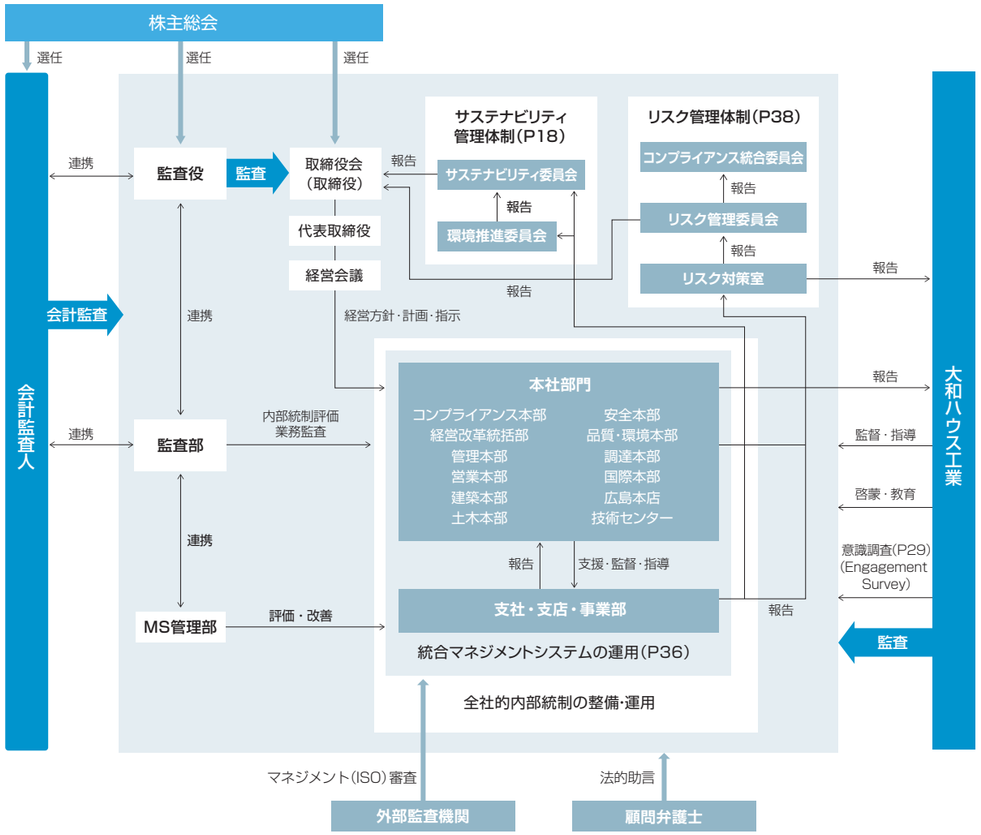

ガバナンスの監視　内部統制評価と業務監査

監査部が行う業務監査では、法令および規程、全社的内部統制などに則った業務が遂行されているか、支店・事業部・グループ会社を対象に、ヒアリング、書類確認を実施しています。監査の結果、改善すべき指摘事項は、当該部門に原因と対応策(再発防止策)の提出を求めるとともに、主管部門による指導・改善につなげています。

統合マネジメントシステム

目標達成と製品・活動の適合性を確保するマネジメント

前述のガバナンス体制を踏まえ、各部門が目標達成と製品・活動の適合性を確保する経営および業務運用プロセスが「フジタマネジメントシステム」です。営業、設計、工事、調達、技術、研究など、すべての部署の業務はマネジメントの要素でもあり、それぞれ目標達成とリスク回避が必須です。そこで規格認証に沿って、部門ごと、また品質、環境、安全ごとに行われていた運用を改善し、①安全、品質、環境ほかすべての業務を扱う(マネジメント要素の統合)、②本社、支店などを含む全社一体で運用する(組織の統合)、③当社の日頃の業務プロセスに規格要求事項を当てはめる(業務の統合)の3点を実施し、運用しています。

2020年度からはマネジメントの目的も、「目標達成とリスクの回避」へと転換し、それにともなうマニュアル類の改訂、マネジメント教育の体系化、重大な品質事故につながる施工プロセスの改善、事故報告のワークフロー化、品質施工プロセス監査、GRI/EcoVadisやグローバル・コンパクトなどESG・SDGsと連動するマネジメント要素の取り込み、目標設定・評価とマネジメントレビューの統合運用などを継続的に展開しています。

2023年度は、フロントローディング、DXなどを反映した施工プロセス再構築、国際部門マネジメントシステムの再構築などに取り組みました。

2024年度は、施工プロセスのさらなる改善、国際部門マネジメントシステムの運用本格化、グループマネジメントシステムの見直しに取り組みます。

マネジメントシステムの運用・内部監査・マネジメントレビュー

当社のマネジメントシステムは、マニュアルや要領に従い、要求事項や社会的課題からリスクと機会を見極めて目標を設定し、活動と成果を評価の上、継続的に改善しています。

2023年度はシナリオ分析・重要課題を更新したほか、環境リスク要因を更新し16業務1,873項目で、機械部業務を追加登録しました。

作業所では「基本計画書」「工事安全衛生計画書」で、安全・品質・環境リスクを抽出し、目標または管理項目として運用しています。

内部監査では「リスクの発見と対応・改善」「効果的なマネジメントシステム運用」を方針に掲げ、目標管理など8分野の重点項目を抽出し、展開しました。

「内部監査チェックリスト」は2022年度から「目標達成の課題抽出」「業務プロセス運用の確認」「課題と原因の深掘り」を重視した項目と内容に厳選、改定していますが、昨年度は3～3.2版を運用し、各部門合わせて225件(内勤137件、作業所88件)の内部監査を実施し、目標設定、業務フロー、安全管理、労働環境など、不適合16件、観察事項75件、改善提案30件を挙げ、部門ごとに内部監査報告会を実施改善しました。なお一連の「内部監査チェックリスト」改善は、「目標達成に向けた内部監査の改善とその効果」にまとめ、日本VE協会バリュー・カンファレンス2023で発表し、ベスト・プレゼンテーション賞を獲得しました。

2024年度は事故分析、内部監査報告会、マネジメントレビュー、業務監査結果を踏まえ、「業績達成」「成果物」「事故・災害・トラブルを回避」を内部監査方針に掲げ、安全、品質、労働環境など7項目の重点項目を抽出し、展開します。

各部門、経営層がそれぞれ実施した年2回のマネジメントレビューでは、目標達成や運用を評価し、これらの課題を踏まえて「安全」「品質」「業績」「労働環境/労働時間」「コンプライアンス」「DX」「フロントローディング/目標と進捗管理」「環境/GX」「人財育成/作業所支援」の9課題について、社長指示事項を発信し、活動に反映、展開しています。最新の課題では「人財戦略/エンゲージメントの向上」など、内容も変化しています。

このほか審査対応など、全53項目の運用課題に取り組み、全12文書を改訂または準備しました。

コーポレート・ガバナンス

マネジメントシステムと外部認証

現在フジタ全部門一括で、ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、ISO45001（安全）規格の認証登録を一般財団法人建材試験センターから受けています。同センターによるフジタのマネジメントシステム統合度判定は最高ランクで、審査も統合審査方式で行われています。このほか、関係会社2社、海外5拠点でも独自に認証登録しています。2023年度の審査では「拠点でのリスク要因の抽出」「作業所の順守評価」についての不適合2件の他、観察事項3件、推奨事項22件、日々の検出事項26件があり、それぞれ処置・再発防止策を実施しました。

品質事故とマネジメント改善

2021年度に工事中の重大な品質事故が複数発生し、技術上の処置対応もさることながら、工事再開にあたっては、お客さまからも施工プロセス上の分析を踏まえた再発防止策を求められるようになりました。

これを受け2022年度から品質・環境本部に建築・土木検査業務を移管した他、品質監理部を設置し、品質施工（監理）プロセス監査を運用しています。事故分析では、関係部門・部署が連携し、技術上、施工プロセス上の課題を踏まえ、再発防止を展開しています。また、前年度は事故の即時報告運用と重大品質事故の定義を新たに設定しました。

以上の運用に加え、フロントローディング、BIM/CIMおよびDXを含めた建築および土木「施工管理要領」を2024年5月に改定しました。2024年度は「信頼される品質」をスローガンに掲げ、重大品質事故度数率0.1未満を目標に、関係部署が連携しながら、本部を含めた検査・パトロールの充実、品質・環境・物損、安全などの即時報告に取り組みます。

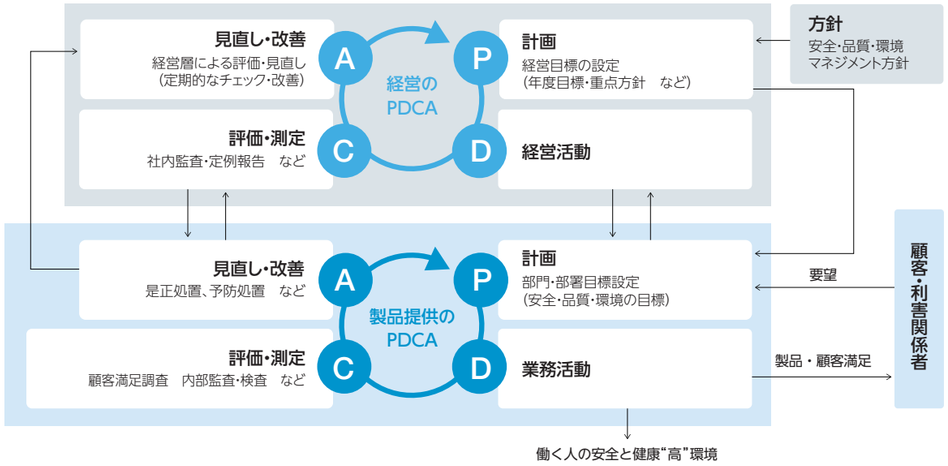

安全・品質・環境マネジメント方針
https://www.fujita.co.jp/company/charter/?open=Management#Management

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

当社は、あらゆるリスクに対して「早期発見、早期対応-予防を徹底し、予兆を見逃さない」を基本姿勢として、さまざまなケースを想定したリスク回避に努めています。

さらに、大和ハウス工業へトラブルやリスクの情報共有を行うとともに、大和ハウスグループのリスク管理体制と連動し、大和ハウスグループとの連携を強化しながら、リスク管理を行なっています。

また、本社審議会を設置し、建設工事受注および不動産事業推進などについて、各種基準に基づき、リスクを分析・検証するとともに、必要に応じて専門家の意見を聴取し、職務権限に則って適正に審議・決議する体制をとっています。

リスク管理体制図

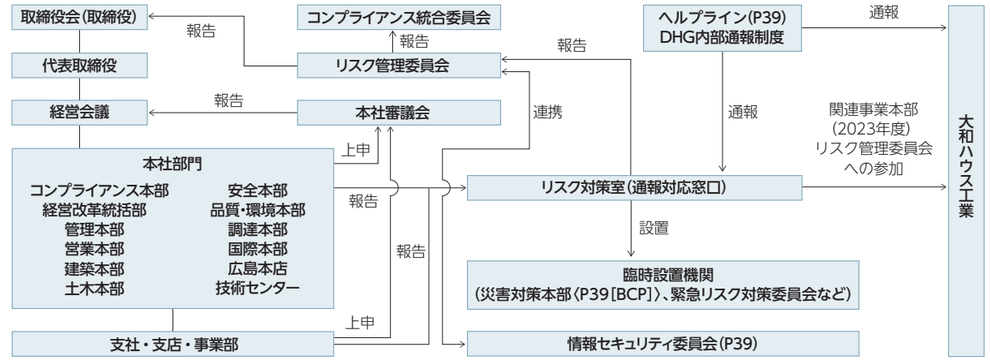

リスク管理規程

リスクに対して適切に対応するためにリスク管理規程を策定しています。リスク管理規程をもとに、リスク管理委員会で定期的にリスクマネジメントに関する議論を行い、あらゆるリスクに対する予防と対応策を検討しています。本社のリスク管理委員会だけでなく、各支店・事業部においても月1回の事業部門リスク管理委員会を開催し、自部門でもリスク管理を徹底するよう、それぞれの委員会の役割を明確化し、体制・運用の強化をしています。

リスク・トラブル対応フロー

日常の業務の中で作業所および各部署において、さまざまなリスクやトラブル事象が発生する場合もあります。そうした際にも速やかに各支店・部門が以下のフローに従い、連携して対応しています。

リスク・トラブル対応の流れ

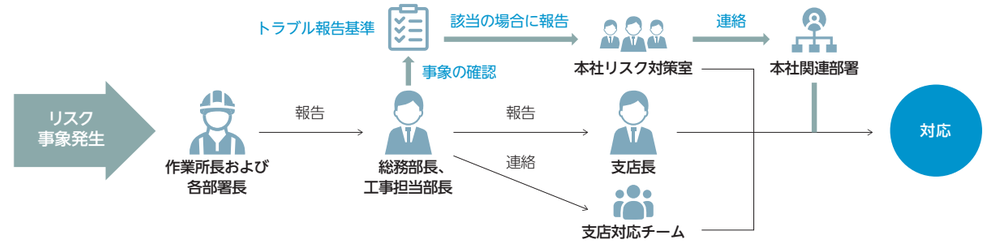

リスクマネジメント

BCP

すべての災害に対応すべく「フジタ防災基本計画」を制定し、有事には速やかに災害対策本部が設置される体制を整備しています。その計画に基づきBCPを運用しており、国土交通省の関東地方整備局および近畿地方整備局において、「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けています。本認定は、災害発生時に自社事業を継続し得る備えや体制が整備されていることを示すもので、2023年度はBCPマニュアルの修正や風水害ガイドラインの策定といった当社の災害時の事業継続体制を細部まで見直しました。

また、毎年実施しているBCP訓練において、2023年度は風水害および首都直下型地震をメインテーマとして2回実施。河川が氾濫した際のシミュレーションや地震発生時の初動対応シミュレーションを行うなど、より実践的な訓練をBCPコンサルタントの協力を得ながら実施しました。

2024年度はBCP中長期計画の継続実施、災害時の通信手段や発電·蓄電設備の見直しなど、有事の際にも社会インフラを支えるという社会的使命を果たし続けるために、BCPに対する取り組みを強化していきます。

地震発生時の初動対応シミュレーションを実施

VRを活用し巨大地震を体感

情報セキュリティ

情報セキュリティ委員会を設置し、情報管理規程ならびに個人情報保護規程に基づき、情報リスクに関する管理体制の確立に努めています。情報セキュリティ教育においては、最新の事例を踏まえたe-ラーニングや「標的型攻撃メール」訓練を実施しています。2023年度も前年度に引き続き全従業員に対し、e-ラーニングと「標的型攻撃メール」の訓練を1回ずつ行い、情報セキュリティの知識向上に取り組みました。また、大和ハウス工業において、グループIT基本規程、グループITセキュリティ基準が策定されたことにともない、2023年度末にフジタグループIT基本規程、フジタグループ情報セキュリティ規程を策定しました。これまで各社でそれぞれ異なっていた規定、基準を統一し、2024年度から運用を開始しました。今後もセキュリティ強化や情報漏えい対策、情報機器の適切な利用と情報管理の徹底などに取り組んでいきます。

ヘルプライン

従業員から法令違反や倫理違反について通報や相談を受け付ける通報·相談窓口を設けており、当社および当社グループに適用しています。2018年度から国内において完全匿名のヘルプライン窓口を設置し、労働時間の不適切管理やハラスメントへの対応などについての声が寄せられ、通報内容を受けて適宜対応を講じるなど、リスクを未然に防止しています。また、大和ハウスグループにおいてもグループの全役職員に対して内部通報窓口を設置し、企業倫理、人権などあらゆる観点から通報ができる仕組みを確立しています。海外においても大和ハウスグループにてグローバル内部通報制度を導入しているほか、中国では独自の窓口を設けています。2023年度の実績として社外窓口への通報が1件ありました。2024年度も引き続き運用を強化していきます。

通報への対応の流れ

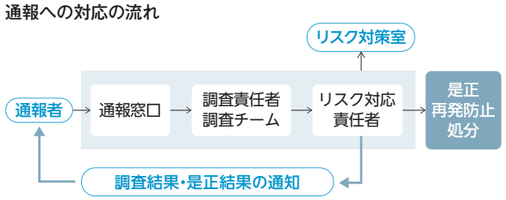

コンプライアンス

コンプライアンスの取り組み

ESG、SDGsを踏まえた経営にともない、リスクやコンプライアンスの範囲は、気候変動、サプライチェーン、人権など、法令遵守の枠にとどまらず、広がりをみせています。このようなコンプライアンスを含む経営方針は、「企業行動憲章·基準」、「フジタ5ヵ年計画重点方針」から「部門·部署目標」に展開され、実務は「フジタマネジメントシステム」で運用しています。

各種法令への取り組み

入札や契約および下請け取引の適正化に向け、コンプライアンス本部を中心に、業務の適正性、各種法令の遵守状況を検証しています。

独占禁止法に関しては、2019年度より各支店の官庁土木部門について、営業部門·技術部門などの関係部署へヒアリングを行い、業務の記録の確認、関係書類のチェックなどを実施しています。また、2023年度も引き続き官庁土木と一部の官庁建築部門について監査を実施した結果、業務はすべて適正に行われており、独占禁止法への抵触、懸念事項についても該当はありませんでした。

建設業法に関しては、2023年10月に、建設業法関連の管理、手続きに関する業務を集中管理し建設業許可の適正維持をより強化するため、コンプライアンス本部にライセンス管理室を新設しました。

さらに、過去の重大リスク事案に対する再発防止とコンプライアンス意識向上に向けては、従業員向けに、贈収賄·独禁法·建設業法·下請法などをテーマとしたコンプライアンス研修をこれまで継続的に実施してきました。

2023年度は、贈収賄·独禁法·建設業法などの法令違反は発生しませんでした。2024年度は、今一度、再発防止と一層のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

人権についての取り組み

人権尊重に関する基本方針

大和ハウスグループでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に記載のある、人権を尊重する企業の責任をふまえ「大和ハウスグループ人権方針」を専門家からのアドバイスを受けながら策定。2017年12月の取締役会決議を経て2018年1月に制定しました。

また、2004年1月に定めた「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範(2022年4月改定)」において、「人権の尊重(私たちはあらゆる人々の尊厳と基本的人権を尊重し、人種·国籍·民族·性別·性的指向·性自認·障がいの有無·年齢·信条·宗教·社会的身分などを理由とした差別や、職場におけるハラスメントを行いません)」を明記し、さらに、自社およびサプライチェーンに対して強制労働や児童労働を禁止しています。この「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は世界中の従業員に伝達すべく、英語と中国語にも翻訳しています。

大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範
https://www.daiwahouse.co.jp/sustainable/csr/pdfs/code_of_conduct.pdf

大和ハウスグループ人権方針(PDF)
https://www.daiwahouse.co.jp/sustainable/csr/pdfs/2017/jinkenhousin2018.pdf

ハラスメント防止・人権意識の向上に向けて

2019年4月に当社独自のハラスメント防止規程を策定し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントおよび妊娠·出産·育児休職·介護休職などに関するハラスメントを防止するために従業員が遵守すべき事項ならびに防止措置などを定めました。これまでに研修などさまざまな取り組みを行い、ハラスメントに対する知識と意識の向上を図っています。2023年度は、国内および海外で巡回実施したリスクミーティングにおいて、ハラスメントに関する事例を展開·周知するほか、人権e-ラーニングを実施し96.5%の回答率となりました。

コンプライアンス

海外でのリスクの取り組み

海外事業においては、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

進出国のリスク情報取得や緊急時の対応など、本社、各海外拠点に加え、専門機関なども交えた協力体制を構築し、従業員が安全·安心に暮らし、働ける環境を整えています。

2023年度の取り組みとしては、海外拠点を対象に安全·品質·コンプライアンス意識の向上を目的としたリスクミーティングを実施しました。

2024年度も引き続き、各国の法令の徹底遵守に向けた啓蒙活動を推進するとともに、事故、コンプライアンス違反、情報漏洩、ハラスメント、人権侵害を防止する取り組みを継続して行なっています。

世界各国で事業を手掛けています。
写真=ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター(Rudraksh)

従業員研修の実施

コンプライアンス意識の向上を目的に、従業員および関係会社への教育を充実させ積極的に実施しています。2023年度の教育実績は以下の通りです。

2023年度 教育実績

研修名	回数	人数
圧倒的教育でのコンプライアンス研修 (等級別、役職別など)	25 回	3,144 名
コンプライアンス本部長による リスクミーティング	17 回	1,071 名
宣誓式のコンプライアンス研修	1 回	182 名
e - ラーニング (贈収賄、独禁法、建設業法について)	1 回	5,463 名
関係会社へのコンプライアンス研修	4 回	約 560 名
建設業法研修 (専任技術者、営業管理職員など向け)	3 回	296 名

知的財産への取り組み

知的財産に関する基本方針

当社は「競争優位性の確保と競争秩序の維持」を基本理念として知的財産活動を行なっています。技術開発成果を迅速に権利化することで競争優位性の確保、企業価値の向上に努め、特許などの調査体制を整備するとともに他社の知的財産を尊重することで競争秩序の維持に努めています。知的財産情報の重要性を踏まえ、社内に対する知的財産情報の発信·収集体制を構築するとともに、特許権に基づく実施許諾を積極的に行うことで、知的財産権の活用に取り組んでいます。また、発明を行なった従業員に対しては、職務発明規定により発明報奨金を支給するなど従業員の貢献に対する評価と処遇を適切に講じ、発明創出に対するモチベーションの維持·向上を図っています。

知的財産の管理体制

技術センターに知的財産部を置き、特許権をはじめ、2020年4月の法改正により建築物、内装などが保護対象に拡充された意匠権を含め、知的財産権に関する調査·権利化·管理·権利侵害の対応などについて、研究開発部門や事業部門と連携を取りながら、会社の重要な財産である知的財産を提案から維持·放棄まで一元管理しています。加えて、各技術部門の代表者で構成される知的財産審査委員会を設置することで、保有している知的財産権の維持·放棄の判断を行い、適切な知的財産の管理体制を築いています。

保有件数の推移

当社における2023年度末時点での保有特許件数は766件(国内特許757件、外国特許9件)です。2023年度の国内特許出願件数は116件(ノウハウを含む)であり、事業領域の拡大にともない保有·出願件数は増加傾向にあります。また、新たに法改正された建築物の意匠登録は10件を数え、建築物デザインの分野においても差別化による競争優位性の確保に努めています。特許出願分野の内訳では、当社の中核事業である建設分野に加え、近年は、工事施工の省力化·省人化のためのロボティクス分野を含めたDXへの取り組みや、廃棄物処理·資源有効再利用技術、脱炭素技術などのGXへの取り組みに関する割合が増加しています。

Topics

自動巡回システム

本発明の自動巡回システムは、無人移動体と、無人移動体に搭載された全方位カメラと、無人移動体および全方位カメラを制御する移動体制御部と、作業現場の地図、地図内で無人移動体を移動させるため予め定めた移動経路および全方位カメラにより撮影された映像を記憶するデータサーバーとを備えます。移動体制御部は、移動経路に沿って無人移動体を移動させながら、全方位カメラにより無人移動体の周囲を360度にわたって撮影させ、全方位カメラにより撮影された映像を地図の対応する位置に紐付けてデータサーバーに記憶させることで、より効率的に作業現場の巡回を行うことができます。

発明の名称:自動巡回システム
特許番号:特許第7285108号
登録日:令和5年5月24日(2023.5.24)

特許添付図

◀ 本件特許の実施事例

(本件は無人移動体として、四足歩行ロボットSpotの利活用を想定した特許になります)